



連 絡 書

愛知県警察

天白警察署

生活安全課 御中

令和4年12月11日

告発人 多田 雅史

当事者の表示

被害者（告発人）

〒458-0021 名古屋市緑区滝ノ水2-1702-11

電話 080-1566-3428

多田 雅史

加害者（被告発人）

〒468-0023 愛知県名古屋市天白区御前場町258

医療法人社団幹和会 代表者理事長 鬼武 義幹

同上 院長 鬼武 宏行

告発人が、令和4年12月6日、御庁に提出した上記の当事者間の告発状について、すでに、被害届（修正版、令和4年11月23日）の4頁の第2の2（4）項に記載したとおり、事件発生当日の令和2年3月31日、国民健康保険支払機関の名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課の福島美帆（名古屋市中区三の丸3丁目1-1）及び健康保険の請求を監視する厚生労働省東海北陸厚生局指導監査課の医療指導監視監査官の酒井大輔（名古屋市中区三の丸2-2-1名古屋合同庁舎第1号館6階）へ電話連絡したところ、両機関とも「大学病院の紹介状をもって、同日に次の同じ診療科を受診しても、重複診療や過重診療にはならず、



健康保険法にそのような禁止規則もなく、問題はない」(証拠6)として、発生日、電話で加害者を行政指導している。

一方、上記の当事者間の民事訴訟(証拠13)の審理では、両機関とも、「事件当日の記録は担当者のメモとしてしか残っておらず、行政文書として保管されていないため、行政指導した事実内容について行政文書として開示できない」と回答したため、訴訟証拠として扱われなかった。

そこで、本事件の事実関係を明らかにする方法として、上記の両機関の担当者に事情聴取すべきであると思料する。なお、両機関の当時の担当者は、ともに、すでに人事異動しているが、両機関によれば、「後任の担当者が本件当日の事実関係について引き継いでいる」とのことであった。

以上